

自動車リサイクル法
フロン類回収業者廃業等届出の手引

1 フロン類回収業者が次のいずれかに該当することとなった場合は、各号に定める者は、その日から30日以内に「フロン類回収業廃業等届出書」を届出受付窓口に提出してください。

- ① 死亡した場合 …………… その相続人
- ② 法人が合併により消滅した場合 …… その法人を代表する役員であった者
- ③ 法人が解散により破産した場合 …… その破産管財人
- ④ 法人が合併及び破産以外の理由に …… その清算人より解散した場合
- ⑤ その登録に係るフロン類回収業を …… フロン類回収業者であった個人又法人を代表する役員

2 届出受付窓口

環境部ごみ収集課

〒400-0831 甲府市上町601-4 環境センター2階

電話番号055-241-4313

様式

フロン類回収業者廃業等届出書

年 月 日

甲府市長

殿

(郵便番号)
届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定により、次のとおりフロン類回収業の廃業等を届け出ます。

廃業等したフロン類回収業者	
氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
住 所	(郵便番号) 電話番号
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
届 出 事 由	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産により解散 4 法人が合併及び破産以外の理由により解散 5 フロン類回収業を廃止
届出事由が生じた日	年 月 日
フロン類回収業者と届出者との関係	1 相続人 2 合併により消滅した法人を代表する役員であった者 3 破産により解散した法人の破産管財人 4 合併及び破産以外の理由により解散した法人の清算人 5 フロン類回収業者であった個人又はフロン類回収業者であった法人を代表する役員

備考 1 「届出事由」及び「フロン類回収業者と届出者との関係」の欄は、該当する番号を丸印で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。